



新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業者に対し、在籍出向[※]（雇用シェア）により労働者の雇用を維持するための支援金を支給します。

※在籍出向

現在勤めている事業所の従業員たる地位を保有しつつ、他の事業所（別会社）において勤務すること。



労働力マッチング支援金

で労働者の雇用維持を支援します

一時的に

雇用過剰になった企業が

人手不足の企業との間で

人材のマッチングを

成立させた場合に、1人につき

支援金 10万円を

長浜市から両企業に支給します。



裏面をご覧ください！

長浜市労働力マッチング支援金の概要



支給対象者

- ・ 出向により対象労働者を送り出す事業主（出向元事業主）
 - ・ 対象労働者を出向により受け入れる事業主（出向先事業主）
- ※出向元事業主又は出向先事業主の本店所在地又は主たる事業所が市内にあること

支給対象となる出向

- ・ 出向元事業所から出向先事業所（雇用保険の適用事業所に限る）に出向させ、かつ、当該出向先事業所において就労すること。
- ・ 出向目的が次のいずれかに該当しないこと。
 - * 人事交流、経営戦略、業務提携、実習等の雇用調整以外を目的として行われるもの。
 - * 労働者を相互に交換することとなるもの。
- ・ 出向元事業主と出向先事業主との間であらかじめ締結された文書による契約（出向契約書等）に定めるところにより実施されるものであること。
- ・ 出向契約書等に定める出向開始日が、毎年1月1日から12月31日までの間の日であること。

支給額

- ・ 出向した対象労働者1人につき、出向元事業主と出向先事業主の両方に各10万円

申請書類

- (1) 長浜市労働力マッチング支援金支給申請書（様式第1号） 1部
- (2) 出向した対象労働者に係る出向契約書の写し（様式任意） 1部
- (3) 出向した対象労働者の身元がわかる資料（履歴書等、様式任意） 1部
- (4) 支給対象事業主要件に係る誓約書兼同意書 各1部
- (5) 本店等を市内に有する出向元事業主又は出向先事業主にあっては完納証明書 各1部

申請期限

令和3年度分：令和4年4月6日（水）

※令和4年度分以降の申請については、別途市HPでご案内します。



【市ホームページ】

※支援金の詳細および申請関連様式の

ダウンロードについては長浜市ホームページをご確認ください。

問合せ先・申請書類提出先

長浜市産業観光部商工振興課（長浜市役所本庁舎2階）

電話：0749-65-8766 住所：〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

